

令和2年10月13日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

- | | |
|---|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故
（うち迅速継手（都市ガス用）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
（うち電気洗濯機1件） | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故
（うち電気ケトル1件、自転車2件、電気マット1件） | 4件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、豊田

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000488	令和2年8月8日	令和2年10月8日	迅速継手(都市ガス用)	G3-07SLH	日東工器株式会社	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	令和2年8月11日に経済産業省産業保安グループにて公表済 令和2年8月20日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年8月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000490	令和2年9月6日	令和2年10月9日	電気洗濯機	ASW-70B	三洋電機株式会社	火災	当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	沖縄県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月29日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202000487	令和2年8月24日	令和2年10月8日	電気ケトル	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月18日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意
A202000489	令和2年9月14日	令和2年10月9日	自転車	重傷1名	使用者(80歳代)が当該製品で走行中、転倒し、左足を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	高知県	
A202000491	令和2年9月24日	令和2年10月9日	電気マット	火災 死亡1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202000492	令和2年9月 ※不明	令和2年10月9日	自転車	重傷1名	当該製品で下り坂を走行中、前輪がロックし、転倒、左肩を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	不明	事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年9月28日報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

電気洗濯機（管理番号：A202000490）

